

添付資料 都市計画道路の事業評価

計画の概要							
区間番号	65	路線番号	3・3・20	路線名	向山常盤丁線		
当初告示年月日	S29.12.10	最終告示年月日	S41.3.3	区間名	大手町		
整備状況	休止	延長	0.3 km	計画幅員	27 m	想定車線数	4車線
構造形式	地表式	交差する道路・鉄道		平面交差(狐小路尼寺線)			

位置図



- |                |          |              |
|----------------|----------|--------------|
| 見直し対象路線(当該区間)  | 行政施設     | 消防活動強化区域     |
| 見直し対象路線        | 会館・ホール   | 杜の都の環境をつくる条例 |
| 代替道路(4車線道路)    | その他集客施設等 | 広瀬川の清流を守る条例  |
| 代替道路(幅員9m以上道路) | 学校       | 宮城県自然環境保全条例  |
| 鉄道駅 駅前広場       | 2次救急医療機関 | 市街化区域        |
| J R線・地下鉄南北線    | 3次救急医療機関 | 主な河川         |
| 地下鉄東西線         | 文化財      | 市町村界         |
| 都市計画道路・国道・県道   | 仙台市都市景観賞 |              |
| 市道             |          |              |

評価指標による評価

区間番号： 65

視点	指標	評価指標	評価	備考
<視点1> まちづくりの誘導	(1)公共交通が利用しやすくなるか	JR線や地下鉄南北線、東西線の駅から半径1kmの範囲に計画している区間	+	(地)西公園駅、(地)国際センター駅
	(2)まとまりのある市街地形成を誘導するか	市街化調整区域に計画している区間		
	(3)産業活動を支える拠点に行きやすくなるか	広域交通拠点や産業拠点にアクセスする区間		
		他市町の都市計画道路に接続する区間		
	(4)防災機能向上や災害時の復旧、救急業務を支えるか	消防活動強化区域にある区間		
		緊急輸送道路に指定されている区間		
		二次救急医療機関、三次救急医療機関につながる区間		
	(5)貴重な緑や地域資源に影響があるか	広瀬川の清流を守る条例や杜の都の環境をつくる条例、宮城県自然環境保全条例といった条例で指定された区域にある区間	-	広瀬川の清流を守る条例 第一種環境保全区域
		重要な文化財、仙台市都市景観賞受賞の景観に影響する区間		
	<視点2> 交通処理機能の確保	(6)将来交通量に対応できる都市計画道路網になっているか	現在の道路網に将来交通量を当てはめた時、混雑する既存道路に並行する区間	+
(7)都市計画道路網としての連続性が確保されているか		将来交通量において、大量の交通や長距離の交通を処理する道路の連続性確保に必要な区間		
<視点3> 既存道路の利活用	(8)既存の道路を利用できるか	概ね1kmの範囲で並行する4車線以上の既存道路がある区間		
		概ね500mの範囲で並行する道路幅員が概ね9m以上の既存道路がある区間		
<視点4> 事業の実現性	(9)安全な勾配や交差点間隔などを確保できる構造になっているか	縦断勾配が7%を超えて計画している区間		
		車線変更に必要な交差点間隔を確保できない区間		
	(10)事業費に対する事業効果が高いか	交通量に対するキロ当たり事業費が概ね250万円/km <sup>2</sup> 以上の区間		33万円/km <sup>2</sup> 台
		取得済み用地の面積と取得割合の両方が、平均値以上ある区間	+	

総合評価

<b>評価理由</b>	当区間は、向山地区から東北大学病院前に至る道路の一部である。 当区間は、地下鉄東西線(仮称)西公園駅から半径1kmの範囲に計画されているが、当区間の大部分は橋梁構造であるため、沿線地域からの直接の自動車利用が難しいこと、また、将来の交通需要については、現道(2車線)で対応可能であることから、「廃止候補区間」とする。なお、広瀬川の清流を守る条例における第一種環境保全区域に当区間の一部が指定されている。	<b>評価結果</b>
		<b>廃止候補</b>

## 計画の概要

区間番号	66	路線番号	3・3・20	路線名	向山常盤丁線		
当初告示年月日	S29.12.10	最終告示年月日	S41.3.3	区間名	霊屋下～向山		
整備状況	未着手	延長	1.1 km	計画幅員	27 m	想定車線数	4車線
構造形式	地表式	交差する道路・鉄道		平面交差(向山富田線)			

## 位置図



見直し対象路線(当該区間)	見直し対象路線	代替道路(4車線道路)	代替道路(幅員9m以上道路)	鉄道駅 駅前広場	JR線・地下鉄南北線	地下鉄東西線	都市計画道路・国道・県道	市道	行政施設	会館・ホール	その他集客施設等	学校	2次救急医療機関	3次救急医療機関	文化財	仙台市都市景観賞	消防活動強化区域	杜の都の環境をつくる条例	広瀬川の清流を守る条例	宮城県自然環境保全条例	市街化区域	主な河川	市町村界
---------------	---------	-------------	----------------	----------	------------	--------	--------------	----	------	--------	----------	----	----------	----------	-----	----------	----------	--------------	-------------	-------------	-------	------	------

評価指標による評価

区間番号： 66

視点	指標	評価指標	評価	備考	
<視点1> まちづくりの誘導	(1)公共交通が利用しやすくなるか	JR線や地下鉄南北線、東西線の駅から半径1kmの範囲に計画している区間	+	(地)西公園駅	
	(2)まとまりのある市街地形成を誘導するか	市街化調整区域に計画している区間			
	(3)産業活動を支える拠点に行きやすくなるか	広域交通拠点や産業拠点にアクセスする区間			
		他市町の都市計画道路に接続する区間			
	(4)防災機能向上や災害時の復旧、救急業務を支えるか	消防活動強化区域にある区間			
		緊急輸送道路に指定されている区間			
	(5)貴重な緑や地域資源に影響があるか	広瀬川の清流を守る条例や杜の都の環境をつくる条例、宮城県自然環境保全条例といった条例で指定された区域にある区間	-	広瀬川の清流を守る条例 特別、第一種、第二種 杜の都の環境をつくる条例 霊屋保存緑地 る条例	
		重要な文化財、仙台市都市景観賞受賞の景観に影響する区間	-	文化財 経ヶ峰伊達家墓所(市指定史跡)	
	<視点2> 交通処理機能の確保	(6)将来交通量に対応できる都市計画道路網になっているか	現在の道路網に将来交通量を当てはめた時、混雑する既存道路に並行する区間	+	
		(7)都市計画道路網としての連続性が確保されているか	将来交通量において、大量の交通や長距離の交通を処理する道路の連続性確保に必要な区間		
<視点3> 既存道路の利活用	(8)既存の道路を利用できるか	概ね1kmの範囲で並行する4車線以上の既存道路がある区間			
		概ね500mの範囲で並行する道路幅員が概ね9m以上の既存道路がある区間			
<視点4> 事業の実現性	(9)安全な勾配や交差点間隔などを確保できる構造になっているか	縦断勾配が7%を超えて計画している区間			
		車線変更に必要な交差点間隔を確保できない区間			
	(10)事業費に対する事業効果が高いか	交通量に対するキロ当たり事業費が概ね250万円/km・台以上の区間		38 万円/km・台	
		取得済み用地の面積と取得割合の両方が、平均値以上ある区間			

総合評価

評価理由	<p>当区間は、向山地区から東北大学病院前に至る道路の一部である。 当区間は、地下鉄東西線(仮称)西公園駅から半径1kmの範囲に計画されているが、直接のアクセス道路にはならない。また、当区間の一部区間において、歩道整備の必要性は認められるものの、将来の交通需要については、現道(2車線)で対応可能であること、また、鹿落坂において急勾配のトンネル構造となり安全性に課題があることから、「廃止候補区間」とする。なお、当区間上にある経ヶ峰伊達家墓所に影響があるとともに、広瀬川の清流を守る条例における特別環境保全区域、第一種及び第二種環境保全区域に当区間の一部が指定されている。</p>	<p><b>評価結果</b></p> <p><b>廃止候補</b></p>
------	--	---------------------------------------

## 計画の概要

区間番号	67	路線番号	3・3・20	路線名	向山常盤丁線		
当初告示年月日	S29.12.10	最終告示年月日	S41.3.3	区間名	向山～越路		
整備状況	未着手	延長	0.8 km	計画幅員	27 m	想定車線数	4 車線
構造形式	地表式	交差する道路・鉄道		平面交差(向山富田線、元寺小路郡山線)			

## 位置図



<span style="color: red;">—</span> 見直し対象路線(当該区間)	<b>S</b> 行政施設	<span style="background-color: #8B4513; color: white;">■</span> 消防活動強化区域
<span style="color: orange;">—</span> 見直し対象路線	<b>S</b> 会館・ホール	<span style="background-color: #90EE90;">■</span> 杜の都の環境をつくる条例
<span style="color: blue;">—</span> 代替道路(4車線道路)	<b>S</b> その他集客施設等	<span style="background-color: #ADD8E6;">■</span> 広瀬川の清流を守る条例
<span style="color: cyan;">—</span> 代替道路(幅員9m以上道路)	<b>S</b> 学校	<span style="background-color: #FFD700;">■</span> 宮城県自然環境保全条例
<b>U</b> 鉄道駅 駅前広場	<b>U</b> 2次救急医療機関	<span style="background-color: #FFFFE0;">■</span> 市街化区域
<b>—</b> JR線・地下鉄南北線	<b>U</b> 3次救急医療機関	<span style="background-color: #ADD8E6;">■</span> 主な河川
<b>—</b> 地下鉄東西線	<b>U</b> 文化財	<b>---</b> 市町村界
<b>—</b> 都市計画道路・国道・県道	<b>T</b> 仙台市都市景観賞	
<b>—</b> 市道		



評価指標による評価

区間番号： 67

視点	指標	評価指標	評価	備考	
<視点1> まちづくりの誘導	(1) 公共交通が利用しやすくなるか	JR線や地下鉄南北線、東西線の駅から半径1kmの範囲に計画している区間	+	(地)愛宕橋駅	
	(2) まとまりのある市街地形成を誘導するか	市街化調整区域に計画している区間			
	(3) 産業活動を支える拠点に行きやすくなるか	広域交通拠点や産業拠点にアクセスする区間			
		他市町の都市計画道路に接続する区間			
	(4) 防災機能向上や災害時の復旧、救急業務を支えるか	消防活動強化区域にある区間			
		緊急輸送道路に指定されている区間	+		
		二次救急医療機関、三次救急医療機関につながる区間			
	(5) 貴重な緑や地域資源に影響があるか	広瀬川の清流を守る条例や杜の都の環境をつくる条例、宮城県自然環境保全条例といった条例で指定された区域にある区間			
		重要な文化財、仙台市都市景観賞受賞の景観に影響する区間	-	文化財 愛宕山横穴墓群B・C地点(埋蔵文化財包蔵地)	
	<視点2> 交通処理機能の確保	(6) 将来交通量に対応できる都市計画道路網になっているか	現在の道路網に将来交通量を当てはめた時、混雑する既存道路に並行する区間	+	
(7) 都市計画道路網としての連続性が確保されているか		将来交通量において、大量の交通や長距離の交通を処理する道路の連続性確保に必要な区間			
<視点3> 既存道路の利活用	(8) 既存の道路を利用できるか	概ね1kmの範囲で並行する4車線以上の既存道路がある区間			
		概ね500mの範囲で並行する道路幅員が概ね9m以上の既存道路がある区間	-	(市)向山1号線	
<視点4> 事業の実現性	(9) 安全な勾配や交差点間隔などを確保できる構造になっているか	縦断勾配が7%を超えて計画している区間			
		車線変更に必要な交差点間隔を確保できない区間			
	(10) 事業費に対する事業効果が高いか	交通量に対するキロ当たり事業費が概ね250万円/km・台以上の区間		32万円/km・台	
		取得済み用地の面積と取得割合の両方が、平均値以上ある区間	+		

総合評価

評価理由	当区間は、向山地区から東北大学病院前に至る道路の一部である。当区間は、地下鉄南北線愛宕橋駅から半径1kmの範囲に計画されているが、直接のアクセス道路にはならない。また、将来の交通需要については、現道(2車線)で対応可能であることから、「廃止候補区間」とする。なお、当区間上には愛宕山横穴墓群B・C地点がある。	評価結果
		廃止候補

## 計 画 の 概 要

区間番号	79	路線番号	3・3・31	路線名	六丁目鶴ヶ谷線		
当初告示年月日	S41.3.3	最終告示年月日	S41.3.3	区間名	新田		
整備状況	未着手	延長	0.2 km	計画幅員	22 m	想定車線数	4 車線
構造形式	地表式	交差する道路・鉄道		平面交差(定禅寺通上田子線)			

## 位 置 図



	見直し対象路線(当該区間)		行政施設		消防活動強化区域
	見直し対象路線		会館・ホール		杜の都の環境をつくる条例
	代替道路(4車線道路)		その他集客施設等		広瀬川の清流を守る条例
	代替道路(幅員9m以上道路)		学校		宮城県自然環境保全条例
	鉄道駅 駅前広場		2次救急医療機関		市街化区域
	J R線・地下鉄南北線		3次救急医療機関		主な河川
	地下鉄東西線		文化財		市町村界
	都市計画道路・国道・県道		仙台市都市景観賞		
	市道				

評価指標による評価

区間番号： 79

視点	指標	評価指標	評価	備考
<視点1> まちづくりの誘導	(1)公共交通が利用しやすくなるか	JR線や地下鉄南北線、東西線の駅から半径1kmの範囲に計画している区間	+	小鶴新田駅
	(2)まとまりのある市街地形成を誘導するか	市街化調整区域に計画している区間		
	(3)産業活動を支える拠点に行きやすくなるか	広域交通拠点や産業拠点にアクセスする区間		
		他市町の都市計画道路に接続する区間		
	(4)防災機能向上や災害時の復旧、救急業務を支えるか	消防活動強化区域にある区間		
		緊急輸送道路に指定されている区間		
		二次救急医療機関、三次救急医療機関につながる区間		
	(5)貴重な緑や地域資源に影響があるか	広瀬川の清流を守る条例や杜の都の環境をつくる条例、宮城県自然環境保全条例といった条例で指定された区域にある区間		
		重要な文化財、仙台市都市景観賞受賞の景観に影響する区間		
	<視点2> 交通処理機能の確保	(6)将来交通量に対応できる都市計画道路網になっているか	現在の道路網に将来交通量を当てはめた時、混雑する既存道路に並行する区間	+
(7)都市計画道路網としての連続性が確保されているか		将来交通量において、大量の交通や長距離の交通を処理する道路の連続性確保に必要な区間		
<視点3> 既存道路の利活用	(8)既存の道路を利用できるか	概ね1kmの範囲で並行する4車線以上の既存道路がある区間		
		概ね500mの範囲で並行する道路幅員が概ね9m以上の既存道路がある区間		
<視点4> 事業の実現性	(9)安全な勾配や交差点間隔などを確保できる構造になっているか	縦断勾配が7%を超えて計画している区間	-	7.9% (7%を超える縦断勾配)
		車線変更に必要な交差点間隔を確保できない区間		
	(10)事業費に対する事業効果が高いか	交通量に対するキロ当たり事業費が概ね250万円/km・台以上の区間		24万円/km・台
		取得済み用地の面積と取得割合の両方が、平均値以上ある区間		

総合評価

評価理由	当区間は、六丁の目地区から新田地区を経て鶴ヶ谷地区に至る道路の一部である。 当区間は、JR仙石線小鶴新田駅から半径1kmの範囲に計画されているが、直接のアクセス道路にはならない。また、新田地区から利府街道(都市計画道路北四番丁岩切線)へのアクセスは、市道小鶴前塚線等で確保されていること、縦断勾配が道路構造令の基準値を超過し、安全性に課題が残ることから、「廃止候補区間」とする。	評価結果
		廃止候補